

令和7年第2回定例会
陳情文書表

自 陳情第7号
至 陳情第8号

陳情 番号	件 名	付 託 委員会	審 査 結 果				頁
			日	委員会	日	本会議	
7	京王線府中駅の「公衆トイレ」表示及び段差対策を求める陳情						3
8	再度、新庁舎敷地内に「府中市平和都市宣言モニュメント」設置を求める陳情						5

陳 情 番 号	7	受理年月日	令和7年5月29日
陳情人住所氏名	府中市晴見町3-7-44 丁 弘 之		
件 名	京王線府中駅の「公衆トイレ」表示及び段差対策を求める陳情		
<p>標記の「トイレ」は2018年、京王線府中駅1階モールのリニューアルに併せて、けやき並木口エスカレーター横の「だれでもトイレ」とともに設置され既に7年が経過しました。</p> <p>この「公衆トイレ」設置は市民と市議会の20年余りにわたる歴史があります。1994年6月の市議会第2回定例会は「京王線府中駅下に公衆トイレを設置することの陳情」を全会一致で採択しました。</p> <p>しかし府中市は「駅周辺の公衆トイレは充足している」と市民の願いに耳を貸さず、この議会決議を無視してきました。</p> <p>それから20年、府中駅南口再開発が進行する下で「府中駅バスターミナルに公衆トイレをつくる会」（武田正實代表）が市の担当部局との交渉、京王電鉄への要請を重ね、2014年に2,400筆の署名を高野律雄市長に、同年6月の市議会に陳情を提出。再び議会は満場一致で陳情を採択。市長交渉も行う中、市は決断。2018年京王府中駅ショッピングセンター1階のリニューアル完成に伴って一階啓文堂横に「男女公衆トイレ」、けやき並木側エスカレーター横に24時間対応の「だれでもトイレ」がオープンしました。</p> <p>しかし、問題が未解決のまま今日に至っています。</p> <p>一つは公衆トイレ入り口に「トイレ表示」がないこと。</p> <p>また、入り口に15cmの段差があり、繰り返しの要請にも改善が図られず極めて危険な状態が放置されていることです。</p> <p>2009年に制定された「府中市福祉のまちづくり条例」は「ユニバーサルデザインの理念の下、府中市を高齢者、障害者、子ども、外国人などを含めた全ての人にとって、住みやすい、訪れやすいまちへと発展させる」と述べ、条例施行規則で「便所があることを表示する標識を高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける」と明確に述べています。さらに同条例は24条で「市長は福祉のまちづくりを積極的に推進するため、自ら設置する都市施設について、率先して整備基準に適合するよう努めるものとする」と述べています。</p> <p>この条例の立場から以下要望いたします。</p> <p>陳情項目</p> <p>① 入り口に「トイレ」の表示を行うこと。</p> <p>② 入り口の15cmの段差を解消すること。段差があることを知らせる</p>			

「危険」表示を行い、手すりを設置すること。	
付託する委員会	

陳 情 番 号	8	受理年月日	令和7年5月29日
陳情人住所氏名	府中市矢崎町4-7-1 前 澤 清		
件 名	再度、新庁舎敷地内に「府中市平和都市宣言モニュメント」設置を求める陳情		
<p>2023年9月府中市議会に提出しました「10周年を記念して建立されたブロンズ像」を新庁舎敷地内に再建する陳情が2023年9月20日の本会議で採択された旨の連絡を受けています。</p> <p>しかし、2024年8月6日の「ふちゅう市議会だよりNo.321号」で市庁舎建設特別委員会が「旧市庁舎西玄関に設置されていたブロンズ像については、生前の作者の意向を踏まえ、公園のような場所への設置を希望するとの意見が遺族からあったため、新庁舎には設置しないこととした。」との記載が出ていました。</p> <p>市庁舎建設特別委員会の内容を問い合わせたが、『府中市の担当部長と課長が千葉の遺族を訪問して、遺族の方の意向で新庁舎に設置せず、これから作る新公園に設置する。公園はこれから検討するので時期は答えられない。今後、庁舎内に設置はしない』との回答でした。話の様子から府中市から新庁舎に設置しないことの説明に千葉まで遺族を訪問したように受け止めました。</p> <p>市議会として、ブロンズ像の制作遺族が府中市役所内の設置を望まず、公園に設置を強く望んだのか確認をしてください。遺族が新庁舎内の設置を拒絶していなければ、議会として新庁舎内に設置を推進してくださるよう陳情いたします。もし、遺族が公園に設置を希望したのなら、市民が多く利用する府中公園のしかるべき所に設置を議会として提言されるよう要請します。</p> <p>また、庁舎やけやき通りに設置された像や絵画などの撤去について、府中市当局が遺族のコンタクトや設置要望を聞いて対処するのか、議会として市民の財産ですので撤去のものを再度活用されるよう善処をお願いします。</p>			
付託する委員会			